

記載例 ⑦

受付印



いずれかに☑をつけてください。

- 退職所得に係る市民税・県民税納入申告書兼納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主の場合)  
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。
- 退職所得に係る市民税・県民税納入内訳書 (特別徴収義務者が個人事業主以外の場合)

※個人事業主の場合は、納入書の裏面は記入せずに、この様式に内訳や個人事業主の個人番号を記入し、提出してください。(納入書の書き方はP3参照)

(あて先) 鹿児島市長	支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 123-4567 〇〇市〇〇町7-5	特別徴収義務者 指定番号	9700000001	
令和4年5月18日 提出		フリガナ	〇〇〇カブシキガイシャ	法人番号又は 個人番号(右詰)	1234567891012	
		名称	〇〇〇株式会社	担 当 者	部 署 名	総務課
		代表者の 職氏名	代表取締役 鹿児島 太郎	連 絡 先	氏 名	鹿児島 花子
				電 話 番 号	(099)200-0000	

退職手当等を支払った年の1月1日現在の住所を記入してください。なお、その後において住所が変わっているときは、異動後の住所を( )書きしてください。

徴収月	納入年月日	報告人員	納入税額
令和4年5月分	令和4年6月10日	4人	749,000円

【退職手当等の支払を受ける者の個人別内訳】※退職手当等の支払額を超える退職所得控除額があり、納入税額が0円の場合は記入不要です。

給与額改定等により、退職手当等の追加支給をする場合

フリガナ 氏名	退職手当等の支払を受ける日の 属する年の1月1日現在の住所	退職手当等 の支払額	該当があれば☑を つけてください	勤続期間 勤続年数 (1年未満切上)	特別徴収税額 (100円未満切捨)	その他の 退職手当等の 支払の有無	摘要欄
サクラジマ タロウ 桜島 太郎 (一般的な退職)	鹿児島市 〇〇 丁目 11 番(地) 1 号	18,000,000 円	<input type="checkbox"/> 障害退職 <input type="checkbox"/> 特定役員 <input type="checkbox"/> 短期退職	自 H4年 4月 1日 至 R4年 3月 31日 勤続年数 30年	市民税 90,000 円 県民税 60,000 円 合計 150,000 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
カゴシマ シロウ 鹿児島 次郎 (5年以下の役員)	鹿児島市 〇〇 丁目 13 番(地) 2 号	2,000,000 円	<input type="checkbox"/> 障害退職 <input checked="" type="checkbox"/> 特定役員 <input type="checkbox"/> 短期退職	自 H31年 4月 1日 至 R4年 1月 31日 勤続年数 3年	市民税 48,000 円 県民税 32,000 円 合計 80,000 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
キンコウワン サブロー 錦江湾 三郎	鹿児島市 〇〇 丁目 13 番(地) 3 号	582,600 円	<input type="checkbox"/> 障害退職 <input type="checkbox"/> 特定役員 <input type="checkbox"/> 短期退職	自 S57年 4月 1日 至 R4年 3月 31日 勤続年数 40年	市民税 17,400 円 県民税 11,600 円 合計 29,000 円	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	R3年3月1日支給あり。 勤続年数40年 支給額¥24,000,000 市¥60,000 県¥40,000
キンコウワン シロウ 錦江湾 四郎	鹿児島市 〇〇 丁目 14 番(地) 4 号	8,000,000 円	<input type="checkbox"/> 障害退職 <input type="checkbox"/> 特定役員 <input checked="" type="checkbox"/> 短期退職	自 H30年 4月 1日 至 R4年 1月 31日 勤続年数 4年	市民税 294,000 円 県民税 196,000 円 合計 490,000 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

「退職手当等の支払額」欄に記載した退職手当等について、退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数を記入してください。勤続年数に1年未満の端数があるときは、端数を切り上げて計算してください。(例)勤続年数30年8か月の場合「31年」で計算

勤続年数5年以下の役員等以外の者に対して支払われる退職手当等の場合

退職金に追加の支払が発生した場合等で、前回支払った退職金がある場合は摘要欄に「前回支払った金額」「前回納入した市民税・県民税額」を記入してください。

- ◎退職手当等の分離課税に係る所得割に対する課税事務を正確かつ速やかに行うため、「退職所得に係る市民税・県民税納入内訳書」を必ず提出してください。
- ◎退職所得の源泉徴収票・特別徴収票や、同様の内容が確認できる独自の様式を提出される場合は、納入内訳書の提出は不要です。
- ◎これらの書類は納入前に提出していただくようお願いします。